

ソーシャルワーク実践と文化多様性

ー地域における文化多様性を尊重した実践の展開ー

岩間伸之（大阪市立大学）

はじめに

ソーシャルワーク実践と「文化多様性」の接点について考察を加えることは、必然的にソーシャルワークの価値基盤との関係に目を向けることになる。文化的側面を含んだ「多様性(diversity)」の尊重は、ソーシャルワークの価値を構成する要素として深く根づいている。

本報告では、まずソーシャルワークにおける「文化多様性」の位置づけについて、価値基盤との関係から明らかにする。そのうえで、「地域」という文化多様性を尊重したソーシャルワーク実践について、「地域を基盤としたソーシャルワーク」の枠組みから考察を加える。とりわけ、「文化多様性」を尊重したソーシャルワーク実践とは、地域における問題解決の方法の尊重と地域住民を含めた担い手の参画を包含することを強調することにしたい。

1. ソーシャルワーク実践と「文化多様性」

基本的視座：ソーシャルワークの価値としての「多様性(diversity)」の尊重

実践的視座：①「違い」を認めることと受け入れること

②個別化と自己決定の尊重への展開

③社会（地域）的文脈における対象把握の尊重（文化的側面）

☆④地域における問題解決の方法の尊重と地域住民を含めた担い手の参画

2. 「地域を基盤としたソーシャルワーク」をめぐる概念整理

地域を基盤としたソーシャルワークは、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進し、その延長線上に地域福祉の進展を位置づける点に特徴がある。その地域を基盤としたソーシャルワークの定義を示すための事前作業として、地域を基盤としたソーシャルワークの構造にかかる概念について整理しておく。その概念とは、「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」「地域を基盤としたソーシャルワーク」「総合相談」の3つである。図1の「地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる3つの概念」では、これらの概念を三層構造として示した。

本図の右端の矢印は、上部に向かうほど「実践的」、下部に向かうほど「理論的」であることを意味している。つまり、上段の「総合相談」は「地域を基盤としたソーシャルワーク」を実践に向けて具体化した概念であり、下段の「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」は「地域を基盤としたソーシャルワーク」の理論的根拠となる概念であることを示唆している。その位置づけから、基礎理論である「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」から、実践理論である「地域を基盤としたソーシャルワーク」、そして実践概念である「総

合相談」へと三層にわたって一体的に影響を与える構造であることを概念的に示した。

したがって、地域を基盤としたソーシャルワークの全体像を把握するためには、基礎理論としてのジェネラリスト・ソーシャルワークがもつ特質や実践概念としての総合相談がもつ機能について構造的に理解することが求められる。

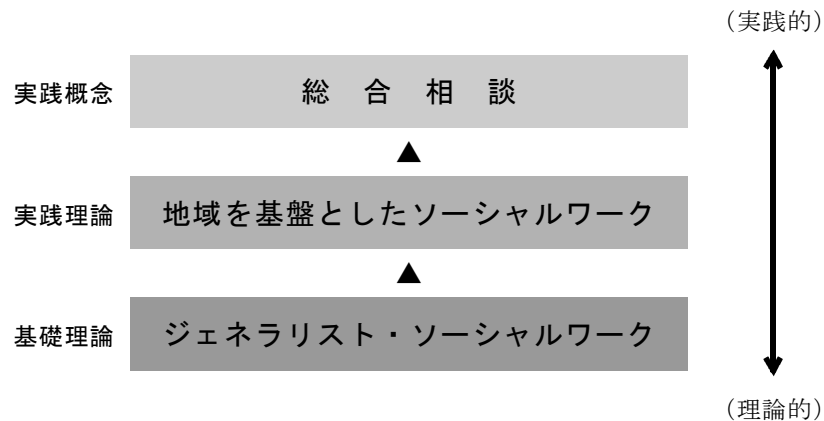


図1 地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる3つの概念

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能—個と地域の一体的支援の展開に向けて—」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, p. 7。

以上の内容をふまえて、地域を基盤としたソーシャルワークを次のように定義しておきたい。

地域を基盤としたソーシャルワークとは、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である。

3. 「地域を基盤としたソーシャルワーク」の2つの理念 — 「文化多様性」との接点—

ソーシャルワーク理論には、ソーシャルワーク固有の内在的かつ本質的な価値や理念に根ざし、それを実践に向けて形にする過程を描写することが求められる。地域を基盤としたソーシャルワークを理解するためには、その内包する理念について押さえておくことが不可欠となる。これらの理念は、定義で示した、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを前提としてもたらされるものである。

以下、地域を基盤としたソーシャルワークの2つの理念について要約的に整理しておく。

第1の理念は、クライアントを援助の中核に置き、その個々の状況に合わせた援助システムによって援助を展開することである。いわば、一人ひとりの状況に合わせたオーダーメイドの援助を志向するということである。換言すれば、既存のサービスや制度にクライアントが合わせるのではなく、クライアントにサービスや制度が合わせていくということである。これは、問題解決の主体はクライアント自身であるというソーシャルワークの価値と通底する考え方に立脚するものであり、また細分化された課題に対して個別に働きかけるのではなく、生活上の多様かつ複数のニーズに対して一体的に変化を促すというソー

ソーシャルワークの基本的視点に基づくものである。

第2の理念は、クライアントを中心に据えた援助システムに地域住民等のインフォーマルサポートが積極的に参画することである。地域を基盤として実践するということは、地域の専門職のみならず、地域の力、つまり近隣住民やボランティア、NPO等によるサポートを活用するという視点が重要となる。それが、個を地域で支える援助のみならず、個を支える地域をつくる援助への展開、さらには地域福祉の推進へと展開することを可能にする。これは、市民・住民が積極的に公共施策に関与していくという近年の社会的動向を追い風とした理念といえる。

4. 地域を基盤としたソーシャルワークの4つの特質

1) 本人の生活の場で展開する援助

地域を基盤としたソーシャルワークは、クライアント本人が生活する場を拠点として、クライアントと彼らを取り巻く環境を対象として一体的に援助を展開するところに大きな特徴がある。

従来のソーシャルワーク実践においては、クライアントが生活圏域を離れ、専門分化された相談機関に赴き、そこで特定の問題について必要な援助を受けるという形が多かった。そこでの相談機関は特定の専門機能を有しており、その機能をクライアントが選択して活用することになる。そのため、援助は必然的に機関の機能に合致する特定の課題や問題に焦点を当てることになる。この発想は、細分化された機関の機能にクライアントが自分の抱える問題を合わせるといえるものである。

一方、地域を基盤としたソーシャルワーク、そしてそれに基づいた総合相談とは、クライアントを起点として援助を展開することである。本人の生活の場で展開する援助がもつ特質について、次の3点から明らかにしておく。

第1には、クライアントの「問題」ではなく「生活全体」に焦点を当てた援助が可能になるということである。クライアントを生活圏域から切り離して援助の対象とするという従前のパターンでは、環境や地域との相互作用関係を排除して特定の問題のみを取り上げることになる。しかし、本人の生活の場で援助を展開することによって、地域での生活に目を向けることになる。つまり、クライアントが生活する地域がソーシャルワーク実践の場となるということである。

第2には、環境と本人との一体的支援を可能にすることによって、システムとしての全体的変化を促すことになる。それは、当事者本人だけの変化を促そうとするのではなく、同時に本人と環境（地域）との相互作用を促進することによって、環境側の変化をもたらすことになる。つまり、新しいシステムを形成するというソーシャルワークにおける重要な考え方を実践に移す機会を提供することになる。ソーシャルワークにおける問題解決とは、本人と環境との良好な適合状態を形成することである。

第3には、本人の生活の場で援助を展開することによって、クライアントシステムに長期的な働きかけができることである。ここでの「長期的」とは、本人の各ライフステージにわたって継続的に支援できる環境をもたらすことを意味する。

2) 援助対象の拡大

本人の生活の場で援助を展開するという事は、援助対象の拡大という重要な特質を導くことになる。クライアントの生活を中心に据えることによって、問題を分別して対応するのではなく、地域生活上でクライアントが認識するさまざまな「生活のしづらさ」に焦点を当てることができる。

地域生活上の「生活のしづらさ」はきわめて多様である。必ずしも、高齢、障害、母子といった社会福祉六法等の法律上の枠組みに依拠した形で問題が発生するわけではない。社会構造の変化にともなって、問題は広範化し、現行の法律でカバーできる範囲を超えているものも多い。また、課題は複合的であることが多く、特定の課題や原因が単一で存在するわけでもない。

「総合相談」とは、そうした問題の多様性に応えることができるように守備範囲を広げていくことでもある。社会構造の変化にともなって社会問題は変化する。ソーシャルワークの使命とは、対象として認識されている問題だけでなく、既存の法律の枠組みでは対応できなかった新しい問題にも対応していくことである。加えて、援助する側から見た問題の深刻さや多様さという軸ではなく、クライアント本人が感じている生活課題にアプローチすることが求められる。

3) 予防的かつ積極的アプローチ

従来のソーシャルワーク実践、とりわけ制度を活用した援助は、本人や周囲からの訴えを受けて援助者が動き出すという傾向が強かった。その場合、深刻な状態に陥ってから問題が把握されることも少なくなく、どうしても対応が後手にまわることになる。その場合、本人のダメージは大きく、また援助の選択肢も狭まって保護的な援助にならざるを得なくなる。

地域を基盤としたソーシャルワークに基づく総合相談においては、予防的な働きかけ、つまり問題が深刻になる前に対応することも特質とする。これにより、援助の選択肢が広がり、クライアント側に立った有意義な援助の可能性が広がることになる。予防的機能は、ソーシャルワークの機能として従来からきわめて重要なものであったが、必ずしも十分に発揮されてきたわけではなかった。ソーシャルワーカーが総合相談の担い手として、日常生活圏域を拠点としながら、地域住民との協働によって発見・見守り機能を遂行することが求められる。

予防的アプローチに関連して、ソーシャルワーカーによる積極的な働きかけも重視される。このアプローチは、サービスを拒否したり援助を受けることに前向きでない人やニーズ・課題があることに気づいていない人たちに対して積極的に働きかけていくことである。従来、アグレッシブ・ケースワーク (aggressive casework) やアウトリーチ (out-reach) と呼ばれてきた手法であるが、地域を基盤としたソーシャルワークにおいては、ワーカーが常時、ニーズに目を向け、積極的に働きかけていくことが求められる。それは、ソーシャルワーカーがクライアントの生活の場である地域の側にいることによって求められる機能といえる。

4) ネットワークによる連携と協働

地域を基盤としたソーシャルワークにおいては、複数の援助機関、複数の専門職、さら

には地域住民等がネットワークやチームを形成し、連携と協働によって援助を提供することもその特質として指摘できる。ソーシャルワーク実践においては、「ネットワーク」の活用が重要である一方で、その概念はきわめて抽象的で実体概念として把握することは容易ではない。ここでは、「ソーシャルワークにおけるネットワークとは、関係者のつながりによる連携・協働・参画・連帯のための状態および機能のことである」と定義しておく。

地域での生活課題は複合化している。たとえば、介護が必要な高齢者世帯であっても、そこには単純な介護問題だけでなく、他の疾病、多重債務、障害のあるわが子の将来、地域住民とのトラブルなど、さまざまな課題が重なっていることも少なくない。そうした場合、特定の機関の特定の援助者による支援だけで対処できる範囲を超えることになる。

ネットワークによる連携と協働は、総合相談の特徴的な機能である。これがうまく機能することによって、地域の社会資源を最大限に活用でき、援助の幅と可能性を大きく広げることができる。ネットワークを組む援助システムには、いくつかの組み合わせがある。その類型は、①専門職だけで構成された援助システム、②地域住民やボランティアなどのインフォーマルサポートの担い手で構成された援助システム、③専門職とインフォーマルサポートの担い手の両方で構成された援助システム、に整理される。緊急性が高い場合や困難事例には専門職による援助システムのウエイトが高まり、発見や見守りの機能が必要な場合にはインフォーマルサポートの担い手による援助システムへのウエイトが高くなる。事例の動きに合わせて、フォーマル、インフォーマルの社会資源と協働して援助システムとして柔軟に対応していくことが求められる。一般に、クライアントのニーズは変わりやすいが、援助は固定化しやすい。それだけに、関係者によるケースカンファレンスなどによって、関係機関・団体間同士の合意形成を図りながら、事例の動きに的確に対応できる体制づくりが不可欠となる。

(文献)

岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能―個と地域の一体的支援の展開に向けて―」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, pp. 4-19.

岩間伸之「地域包括支援センターの動向と地域包括ケア―地域を基盤としたソーシャルワークの展開に向けて―」『社会福祉研究』第111号, 鉄道弘済会, 2011年, pp. 11-18.

岩間伸之「参画型社会福祉の構想」『新しい社会福祉学の構想』中央法規出版, 2011年, pp. 59-67.

(参考資料)

表 1 地域を基盤としたソーシャルワークの 8 つの機能

機 能	概 要
1 広範なニーズへの対応	社会福祉六法等の従来の枠組みに拘泥しない援助対象の拡大。地域生活上の「生活のしづらさ」という広範なニーズへの対応。先駆的・開発的機能の発揮。
2 本人の解決能力の向上	個人、家族、地域住民等の当事者本人を課題解決やニーズ充足の主体とする取り組み。地域における生活主体者としての視座の尊重。問題解決能力、ワーカビリティ、エンパワメントの重視。
3 連携と協働	地域における複数の機関の連携と協働による課題解決アプローチの重視。チームアプローチ及びネットワークによる対応。地域におけるケースカンファレンスの重視。
4 個と地域の一体的支援	個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助の一体的推進。個への支援と地域力の向上の相乗効果の志向。「一つの事例が地域を変える」という積極的展開。
5 予防的支援	地域住民・組織による早期発見機能と予防的プログラムの重視。状況が安定してからの見守り機能による継続的支援の展開。発見から見守りまでの長期的対応。
6 支援困難事例への対応	深刻化と複雑化の様相を呈する支援困難事例への適切な対応。専門職による高度なアプローチ。連携と協働のためのケースカンファレンスの活用。適切な社会資源の活用。
7 権利擁護活動	権利侵害事例に対する権利擁護の推進。成年後見制度等の権利擁護のための制度の積極的活用。セーフティネットの拡充と地域における新しいニーズの掘り起こし。権利擁護の担い手の養成。
8 ソーシャルアクション	個別支援から当事者の声を代弁したソーシャルアクションへの展開。社会資源の開発と制度の見直し。住民の参画と協働による地域福祉計画等の策定。ソーシャルインクルージョンの推進。

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能—個と地域の一体的支援の展開に向けて—」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, p. 11.

表 2 地域包括ケアの推進に向けて強化すべき総合相談機能

強化すべき機能	機能の概要	期待される効果
広範なニーズへの対応	高齢者等の特定領域のニーズのみならず、地域生活上の多様なニーズ、つまり「生活のしづらさ」に焦点を当てて対応する。	○地域住民の当事者意識の高まり ○既存の制度の枠を超えたニーズや制度の狭間にあるニーズへの対応 ○新しい制度やサービスの創造
本人に合致した援助システムの形成	一人ひとりの生活状況に合わせて、専門職による援助やインフォーマルサポートを組み合わせたオーダーメイドの支援体制を構築する。	○関係者間における本人の側に基軸を置いた援助の視点の共有 ○連携・協働とネットワークの有意義な活用の蓄積と新しい事例への応用
地域住民の参画の促進	近隣住民による発見と見守りにつながる活動をベースとしながら、地域住民による問題解決に向けた積極的な参画を促す。	○地域住民同士の交流による住民自身の気づきの促進と活動意欲の高まり ○地域住民と専門職による支援内容の相違点の確認に基づく高質な協働
予防的アプローチの促進	地域住民の参画と専門職によるアウトリーチ、予防的プログラム等の提供によって、早期発見と早期対応による積極的な問題解決を図る。	○地域住民によるアプローチのしやすさと積極的な関与の促進 ○権利擁護の視点に基づいた予防的アプローチの促進

出所：岩間伸之「地域包括支援センターの動向と地域包括ケア—地域を基盤としたソーシャルワークの展開に向けて—」『社会福祉研究』第111号, 鉄道弘済会, 2011年, p. 16.